

平成28年 第1回

可茂衛生施設利用組合議会

臨時会 会議録

平成28年7月19日

◇議事日程

日程第1		議席の指定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		会期の決定
日程第4	議案第5号	可茂衛生施設利用組合行政手続条例の制定について
日程第5	議案第6号	可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の制定について
日程第6	議案第7号	可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第8号	可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の制定について

◇議員定数 20名

◇出席議員（18名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	海老和允君	2番	山田栄君
3番	高木伸二君	4番	川合敏己君
5番	南山宗之君	6番	永松英三君
7番	板津徳次君	8番	佐曾利敏君
9番	佐藤光宏君	10番	桜井真茂君
12番	福井徳一君	13番	金子政則君
14番	林俊宏君	15番	横家敏昭君
16番	嶋田有康君	17番	今井俊郎君
19番	渡邊公夫君	20番	大沢まり子君

◇欠席議員（2名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
11番	井戸敬二君	18番	服田順次君

◇説明のため出席した者

管理者	富田成輝君	副管理者	藤井浩人君
事務局長	山本和美君	経営管理課長	若井学君
業務課長	栗畑和重君		

◇職務のため出席した事務局職員

財務係長	後藤益宏	総務係長	永田匠
書記	金子法雄		

**【開会宣言】** 午後 2 時 20 分

○議長（大沢 まり子 君）

ただ今より、平成 28 年第 1 回可茂衛生施設利用組合議会臨時会を開会いたします。  
ただ今の出席議員数は、地方自治法の規定による定足数に達しており、本議会は成立しております。なお、七宗町長「井戸 敬二 君」、東白川村議長「服田 順次 君」より欠席届の提出がありましたので、ご報告します。

日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

管理者「富田 成輝 君」。

○管理者（富田 成輝 君）

本日、ここに平成 28 年第 1 回可茂衛生施設利用組合議会臨時会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様方には、平素から当組合事業の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、新年度以降、3 施設につきましては順調に稼働しておりまして、また、新火葬場の整備運営事業につきましても、事業者選定を予定通り進めております。これもひとえに管内市町村や地元の皆様のご協力の賜物と、心より感謝申し上げます。

本日ご提案申し上げ、ご審議をお願いいたします案件は、行政不服審査法の全部改正に伴う条例の制定、計 4 件でございます。各議案の詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、ご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

○議長（大沢 まり子 君）

それではこれより、お手元に配付の議事日程に従いまして、本日の議事を進めさせて

いただきます。

### 【議席の指定】

○議長（大沢 まり子 君）

日程第1「議席の指定」を行います。議席の指定につきましては、会議規則第4条の規定により、私から、7番「板津 徳次 君」、12番「福井 徳一 君」を指定いたします。

### 【会議録署名議員の指名】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、私から、13番「金子 政則君」、14番「林 俊宏 君」のご両名を指名いたします。

### 【会期の決定】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第3「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

### 【議案第5号】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第4 議案第5号「可茂衛生施設利用組合行政手続条例の制定について」

を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案第5号 可茂衛生施設利用組合行政手続条例の制定について説明をさせていただきます。議案書1ページをご覧ください。

行政手続法の規定の趣旨に則りまして、地方自治体は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講ずる努力義務があります。そのため、地方自治体の機関が行う処分や行政指導、届出に関する手続の共通事項について条例制定が必要でしたが、可茂衛生施設利用組合においてはこれまで未整備のままでございました。

組合におきましても、火葬場の使用許可や、同取消し、わくわく体験館の利用許可、同取消し、指定管理者の指定取消しや業務停止命令などの処分を実施又は実施する可能性がありますので、今回、行政不服審査に関する条例の制定に伴いまして、行政手続条例も同時に整備をさせていただくものでございます。

内容といたしましては、管理者の属する市町村の行政手続条例の例によるとしておりますので、可児市行政手続条例の例によることとなります。施行日は、公布の日からとしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。

これより、議案第5号「可茂衛生施設利用組合行政手続条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号「可茂衛生施設利用組合行政手続条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

### 【議案第6号】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第5 議案第6号「可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案第6号 可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書2ページをお願いいたします。

今回の条例制定、改正の直接の原因となりますのは、行政不服審査法が全部改正されたということによるものです。本日お配りいたしました参考資料をご覧ください。この行政不服審査法改正の主なポイントは3つございます。1つ目は、審理員による審理手

続と第三者機関への諮問手続の導入というものです。資料の改正後のチャート図のところですが、具体的には、処分に関与しない職員の中から指名される審理員が審査請求人と処分庁の主張を公平に審理することや、有識者から成る第三者機関が審査庁の判断をチェックすることによりまして公正性の向上を図ります。ポイントの2つ目は、不服申し立ての手続を審査請求に一本化して異議申し立てを廃止するということ。3つ目は審査請求をできる期間が現行の60日から3カ月に延長するということ。これらによりまして、不服申し立て制度の使いやすさの向上が図られております。

今回の新条例は、この法律で地方公共団体に設置義務が課されました、第三者機関としての可茂衛生施設利用組合行政不服審査会の設置等、必要な事項を定めて、公正な不服申し立て制度を確保するというのが制定の趣旨でございます。

主な内容は、第2条で行政不服審査法に基づく諮問先として可茂衛生施設利用組合行政不服審査会を、常設ではなく、それぞれの事件ごとに設置いたします。第3条から第7条までは、審査会の組織や委員など必要な事項を定めるものでございます。第3条審査会は、委員5人以内をもって組織いたします。第4条 委員の任期は、当該事件に係る一連の手続きの完了までとさせていただきます。第5条は会長及び副会長の選任とその職務について、第6条は専門の事項を調査させるために専門委員を置くことが出来るとさせていただきます。第7条は会議運営について規定しております。議案書4ページになりますが、第8条では、組合の組織規模上審理員を組合職員から選任することが困難であるため、審理手続について専門性を有した審査職員を任用する場合の方法や身分等について定めております。第9条は、施行に関する必要事項は規則で定めることとしております。施行日は、公布の日からとしております。

以上でございます、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。

これより、議案第6号「可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[『異疑なし』の声あり。]

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号「可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

### 【議案第7号】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第6 議案第7号「可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案第7号 可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。議案書5ページをお願いいたします。

議案第6号の「行政不服審査に関する条例」第6条に定める専門の事項を調査させるために審査会に置くことができる専門委員及び第8条に定める審理手続について専門



性を有した者を任用する場合の審査職員に係る報酬額及び費用弁償について規定するため条例改正をさせていただきます。

内容としましては、議案書6、7ページにありますとおり、1条、3条、5条につきましては字句の整理をさせていただきます。報酬については別表7ページの右側下段にありますとおり、「専門委員、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者」の区分で、報酬は1時間あたりの額が10,000円以内で管理者が定める額とし、費用弁償につきましては一般職職員の7級の職務にある者の旅費相当額とさせていただきます。施行日は、公布の日からとしております。

以上でございます、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。

これより、議案第7号「可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号「可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

## 【議案第8号】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第7 議案第8号「可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案第8号 可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の制定について説明させていただきます。議案書8、9ページをお願いいたします。

これは、地方自治法の規定により徴収する手数料に関して定めるものでございます。行政不服審査法の全部改正に伴いまして、今回、不服申し立て制度の使いやすさの向上を図る観点から、審査請求手続において審査請求人などは処分庁の弁明書、提出証拠書類等について閲覧に加えまして、それらの書類の写しの交付を求めるということができるようになりました。そして、その手数料は実費の範囲内において条例で定めるといふこととされましたので、それらの書類の写しの交付に係る手数料を定めるといふものでございます。これまで組合では、手数料について扱いが無かったので手数料徴収条例が未整備でしたが、今回、これを機に新たに整備するものでございます。条文の内容でございますが、第1条が制定趣旨、第2条に「手数料は別表に定める額」とさせていただきますので、別表に事務の区分の種類で行政不服審査法の施行に関する事務、内容として法第38条第1項、同第78条第1項の規定に基づく書面等の交付と規定しております。写しの交付は、「書面の交付を求めることができる」という行政不服審査法の規定がございますので、用紙にコピー又は出力されたものということで、A3までが1枚につき白黒10円、同カラー20円という形で実費相当額を手数料として規定いたします。第3条は納付方法で、申請時又は書類交付までに納付することとしております。第4条は、手数料の免除についてでございます。9ページの各号に定めると

おり免除されるものとなっております。第5条は「必要事項は管理者が別に定める」という委任規定です。施行日は、公布の日からとしております。

以上でございます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。

これより、議案第8号「可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第8号「可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

### 【議了宣告】

○議長（大沢 まり子 君）

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

管理者「富田 成輝 君」。

○管理者（富田 成輝 君）

ただ今は、可茂衛生施設利用組合がご提案申し上げました案件につきまして、ご決定を賜り厚くお礼を申し上げます。廃棄物の安全かつ適正な処理を目指して、今後とも、地元のご理解をいただきながら、管内市町村の皆様と緊密な連携を図り、組合事業を推進してまいりたいと存じます。

皆様方の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

### 【閉会宣告】

○議長（大沢 まり子 君）

これをもちまして、平成 28 年第 1 回可茂衛生施設利用組合議会臨時会を閉会いたします。

【閉会】 午後 2 時 42 分